

【試行期間】

佐伯市有機農産物独自認証基準

制定：令和4年9月 1日

一部改正：令和5年3月30日

一部改正：令和6年1月10日

(目的)

第1条 独自認証は、佐伯市有機農産物独自認証（名称「さいきの恵み」）（以下「独自認証」という）の農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(生産の原則)

第2条 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産における環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。

(定義)

第3条 独自認証において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用語	定義
佐伯市独自認証農産物	次条の基準に従い生産された農産物（※飲食料品に限る。）をいう。
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（有機農産物の日本農林規格別表1に掲げるものを除く）、農薬（有機農産物の日本農林規格別表2に掲げるものを除く）並びに土壌、植物類に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。
組換え DNA 技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA 分子を作製し、それを生細胞に投入し、かつ、増殖する技術をいう。

※飲食料品とは、野菜、果樹、穀物などの農産物とする。

但し、茶の原料となる農産物の加工は、自家栽培の原料のみを使用し、乾燥、切断、調整（ふるい）の工程は認証の対象とする。

【試行期間】

(生産の方法についての基準)

第4条 佐伯市独自認証農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
ほ場	<p>① 対象ほ場は明確に区切られていること。 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しない措置を取るよう努めること。(当分の間は、措置の内容は問わない。)また、農薬等の飛来に対する緩衝地帯は以下を努力基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣での動力噴霧機等による薬剤散布等は1 m以上 ・ドローンによる薬剤散布等は3 m以上 ・ヘリ防除による薬剤散布等は6 m以上 <p>② 独自認証基準による栽培と慣行栽培を交互に行わないこと。</p> <p>③ 多年生植物にあつては、収穫前1年以上使用禁止資材が使用されていないこと。その他の農産物に関しては、前作の作物を収穫後に播種又は植え付後3か月以上の間、独自認証基準に従って農産物の生産を行っていること。</p> <p>④ ほ場で使用する水に関しては、使用禁止資材に汚染されない措置を取るよう努めること。(当分の間は、措置の内容は問わない。)</p>
ほ場使用する種子又は苗木等	<p>① 使用する種子及び苗木は有機栽培(独自認証基準も含む)に従って栽培されたものを使用することを基本とする。</p> <p>② ①の種子及び苗木が手に入らない場合は、市販の種や最も若齢の苗木を使用することができる。また、水稲の育苗土については、当分の間、市販の育苗土の使用を認める。ただし、自家製の育苗土に使用禁止資材の配合はできない。追肥としても使用禁止資材は使用できない。</p> <p>③ 災害及び病害虫による被害により植え付ける苗木がない場合は購入苗木を使用することができる。</p> <p>④ 上記の種子及び苗木は組換えDNA技術を用いて生産されていないものであること。</p>
ほ場における肥培管理	<p>① 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は、当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。</p> <p>② 上記の方法のみによっては農地の生産力を維持できない場合は有機農産物の日本農林規格別表1の肥料及び土壌改良資材を使用することができる。</p>
ほ場における有害動植物防除	<p>① 耕種的防除(作物及び品種の選定、作付時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を</p>

【試行期間】

	<p>行うことをいう。）</p> <p>② 物理的防除（光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る）、生分解性マルチ、プラスチックマルチ（使用後に取り除くこと）を使用する方法、人力若しくは機械的な方法等により有害動植物の防除を行うことをいう。）</p> <p>③ 生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物を抑制する効果のある植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）</p> <p>④ 上記の防除方法の組み合わせを行っても効果がない場合は有機農産物の日本農林規格別表 2 の農薬（組換え DNA をもちいて製造されたものを除く）を使用することができる。</p>
収穫後の管理	<p>① 認証農産物と非認証農産物が混合しない措置をとること。</p> <p>② 収穫後に使用禁止資材に汚染されないこと。</p>
茶の加工	<p>① 茶の乾燥、製茶に使用する原料は、独自認証に認められた農産物、かつ自家栽培の農産物のみとする。</p> <p>② 加工工程で使用禁止資材の混入、流入、飛散がないこと。</p>

附則

- ほ場における有害動植物の項の②の生分解マルチについては有機農産物の日本農林規格では使用できないが当分の間は使用を認める。
- 独自認証は定期的に見直しを行う。

【試行期間】

参考

日本農林規格との主な違い

項目	日本農林規格	独自認証
ほ場	① 多年生植物は 3 年以上、その他は 2 年以上の有機的管理。 ② 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。	① 多年生植物は 1 年以上の独自認証管理、その他は 3 か月以上の独自認証管理。(当分の間) ② 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しない措置を講じるよう努めること。
種子・苗	ナス科、ウリ科以外の非有機購入苗の使用を禁止	種子繁殖も市販の非有機購入苗を認める。(当分の間)
ほ場における有害動植物防除	生分解性資材は使用禁止	使用できる。(当分の間)